

# 県民税配当割

特定配当等（上場株式などの配当など）の支払を受けるときにかかる税金です。

## ★ 納める人 ★

県内に住所を有し株式会社などから配当などの支払を受けの人が、その株式会社などを通じて納めます。

## ★ 納める額 ★

支払を受ける配当などの額の5%（所得税及び復興特別所得税として別に15.315%かかります。）

なお、非課税措置としてNISA（少額投資非課税制度）があります。

## ★ 申告と納税 ★

配当などを支払う株式会社などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、証券会社などの特定口座（源泉徴収ありを選択したものに限る。）を通じて株式会社などから配当などの支払を受ける場合（「源泉徴収選択口座内配当等」という。）は、その証券会社などが年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

## ★ 市町村への交付 ★

県に納入された県民税配当割のうち59.4%を、県内の市町村に交付します。

# 県民税株式等譲渡所得割

特定口座内（源泉徴収ありを選択したものに限る。）での上場株式などの譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

## ★ 納める人 ★

県内に住所を有し証券会社から上場株式などの譲渡益の支払を受けの人が、その証券会社を通じて納めます。

## ★ 納める額 ★

支払を受ける株式等譲渡益の額の5%（所得税及び復興特別所得税として別に15.315%かかります。）

なお、非課税措置としてNISA（少額投資非課税制度）があります。

## ★ 申告と納税 ★

証券会社などが、年間の損益を通算し年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

## ★ 市町村への交付 ★

県に納入された株式等譲渡所得割のうち59.4%を、県内の市町村に交付します。

### ※損益通算について

平成22年1月に、特定口座を活用して上場株式などの譲渡損失と源泉徴収選択口座内配当等との間の損益通算の仕組みが導入されました。

### ※NISA（少額投資非課税制度）について

平成26年1月1日から令和5年12月31日までの間に、年間120万円（平成26年及び平成27年は100万円）を上限として専用の口座（非課税口座）で新規に取得した上場株式や公募株式投資信託について、その配当と譲渡益に係る所得税及び住民税が、取得した年から最長で5年間非課税となります。

令和6年1月からは、年間上限額が最大360万円、非課税期間が無期限に拡充された新NISA制度が導入されます。